

## 第1回柏原市総合教育会議議事録

日 時	平成27年5月12日(火) 午前10時から午前10時40分まで
場 所	柏原市役所別館3階フローラルセンター会議室
出 席 者	(柏原市総合教育会議構成員) ○市長 中野 隆司(議長) ○教育委員会委員長 三宅 義雅 ○教育委員会委員長職務代理者 西 育代 ○教育委員会委員 田中 保和 ○教育委員会委員 山崎 裕行 ○教育委員会教育長 吉原 孝
欠 席 者	なし
関 係 者	○副市長 吉田 茂治 ○副市長 馬場 正俊 ○政策推進部長 松井 久尚 ○こども未来部長 巳波 敬子 ○教育部長 尾野 晋一 ○教育部教育監 蛇草 真也 ○教育部次長兼教育総務課長 中野 佳彦
事 務 局	○政策推進部次長兼企画調整課長 石橋 敬三 ○政策推進部企画調整課参事 松井 俊之 ○政策推進部企画調整課主査 栗田 浩司
会 議 次 第	1 開会 2 市長あいさつ 3 出席者紹介 4 議事 (1) 柏原市総合教育会議の運営について (2) 大綱の策定について (3) その他 5 閉会

## 議 事

(事務局)	<p><b>【1 開会】</b></p> <p>定刻となりましたので、ただ今から、第1回柏原市総合教育会議を開催します。</p> <p>皆様には、ご多忙の折にもかかわらず、ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます柏原市政策推進部の石橋です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本会議は法の規定により原則、公開となっております。</p>
-------	--

	<p>本日は傍聴の方がいらっしゃいませんが、今後は傍聴の方にも入っていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、委員会開会にあたりまして、中野市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
(中野市長)	<p><b>【2 あいさつ】</b></p> <p>本日は三宅委員長様を始め、委員の皆様にはお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ご承知のように平成27年4月1日施行の法改正により、総合教育会議を設置する事となっております。この制度の変更に伴い、市長と教育委員の皆様とがこのような公の場で柏原の教育について議論させていただくこととなり、本当に喜ばしいことと考えております。これまで予算権者としての市長と、実際に柏原の教育行政に携わっていただきます教育委員会、教育委員の皆様という立場がありましたが、今後は市長ならびに教育委員会、教育委員の皆様とともに柏原の教育について議論を深めていけることを本当に素晴らしいことと認識しております。この総合教育会議において、柏原の子どもたちの未来を見据えた方向性を共有しながら、柏原の教育が発展することをお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
(事務局)	<p><b>【資料の確認】</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 柏原市総合教育会議次第</li> <li>○ 柏原市総合教育会議構成員名簿</li> <li>○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)</li> <li>○ 総合教育会議について</li> <li>○ 柏原市総合教育会議運営要綱(案)</li> <li>○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(抜粋)</li> <li>○ 柏原市教育振興基本計画 「かしわらっ子」の育成をめざして</li> </ul> <p>以上です。</p>
(事務局)	<p><b>【3 出席者の紹介】</b></p> <p>続きまして、次第の「3出席者紹介」に移ります。</p> <p>委員の皆様からの自己紹介という形で、紹介に代えさせていただきますと思います。</p> <p>それでは三宅教育委員長からよろしく願います。</p>

(三宅委員長)	<p>柏原市教育委員会の委員長を仰せつかっている三宅と申します。委員の時も含めると計6年になりますが、現在、責任ある委員長という職を務めさせていただいております。この度法律が変わり、教育長が本来の責任者となるわけですが、本市の場合は、しばらく委員長を務めさせていただくことになっております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
(西職務代理)	<p>委員長職務代理の西です。保護者代表ということで、委員を務めております。委員となって6年経ちます。まだまだわからないことがたくさんありますが、柏原市の教育のために一生懸命務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
(田中委員)	<p>教育委員の田中です。1期の4年目になります。私自身は高校の教員から教育委員会などを経て、現在、大学に勤めております。その経験と子どもを柏原市に育てていただいたということもあり、柏原市の教育のために少しでも力になればという思いで委員を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
(山崎委員)	<p>教育委員の山崎です。私は昨年11月、教育委員に任命いただき、久しぶりに教育の現場に戻ってきました。教育振興基本計画を読ませていただき、大変良いものを作ってくだされているのだと思っており、また、私が現場におりました時より、スピード感をもって改革、改善が進められていることを実感しております。色々と勉強していきながら、柏原の子ども達を育てていくために力になればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
(吉原教育長)	<p>教育長の吉原です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
(事務局)	<p>ありがとうございました。</p> <p>また、本日の会議には、吉田副市長、馬場副市長も出席をいただいております。</p> <p>次に職員として政策推進部から部長の松井と企画調整課の職員が出席しております。</p> <p>また、教育部からは尾野部長、蛇草教育監、教育委員会事務局職員が出席しております。</p> <p>そして、こども未来部からも巳波部長が出席しております。</p> <p>出席者の紹介は、以上です。</p>

<p>(事務局)</p>	<p><b>【4 議事】</b></p> <p><b>(1) 柏原市総合教育会議の運営について</b></p> <p>続きまして議事に入らせていただきます。議題1の柏原市総合教育会議の運営につきまして、お手元の資料に基づき、事務局から説明させていただきます。</p> <p>柏原市総合教育会議の運営について、会議の運営要綱（案）の説明をさせていただく前に、今回の教育委員会制度の改革について、そして、総合教育会議の概要につきまして、説明させていただきます。</p> <p>まず、A3カラー刷りの資料、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の概要をご覧ください。</p> <p>昨年6月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、本年4月1日から施行されています。この法律の改正では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直しを図る等、教育委員会制度の抜本的な改革が行われました。</p> <p>次の2枚目をご覧ください。</p> <p>ポイントとして4つございまして、1つ目は、教育長でございます。今回の改正では、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新たな教育長を設置することにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化することとされました。</p> <p>ポイントの2つ目は、教育委員会でございます。新教育長が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることを踏まえ、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明性を図ることとされました。</p> <p>ポイントの3つ目に、総合教育会議でございまして、すべての地方公共団体に設置が義務付けられました。総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとされました。</p> <p>ポイントの4つ目は、大綱でございます。地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとされました。</p> <p>以上が地方教育行政制度の改革の概要でございます。</p> <p>次の資料「総合教育会議について」をご覧ください。</p>
--------------	--

総合教育会議の概要につきまして、説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

先ほどのA3カラー刷りの資料のポイントの3つ目にもありましたが、今回の法改正によりまして、法第1条の4に総合教育会議の項目が規定され設置が義務付けられました。

まず、「2会議の位置付けと構成員」としましては、市長が総合教育会議を設置し、会議の構成員は市長と教育委員会となります。会議の招集は、原則、市長が行い、必要に応じて教育委員会が招集を求めることも可能となっています。

また、会議は市長と教育委員会という対等な執行機関どうしの協議・調整の場であり、自治法上の附属機関には当たらないとされており、会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することになります。

次に2ページをお開きください。

「3協議・調整事項」としまして、この会議は、市長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであって、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを協議し、調整するという趣旨で設置するものではありません。

協議すべき事項としましては、まず、大綱の策定に関する協議、それから、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について、そして、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議が、法第1条の4第1項に規定されています。

具体的な例としましては、次の3ページに記載しておりますが、学校施設の整備や教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、市長と教育委員会が調整することが必要な事項や、幼児教育・保育の在り方、その連携、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など市長と教育委員会の事務の連携が必要な事項、また、いじめ問題や災害発生などの緊急を要する事態の発生やおそれがある場合などが想定されています。

また、協議すべきでない事項としましては、資料の2ページ中段にありますように、教科書の選択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項や日常の学校運営に関する些細な事項などが想定されています。

次に4ページの「4協議・調整した結果の尊重義務」としまして、会議において、市長と教育委員会が合意した事項については、お互いその結果を尊重しなければならないものと規定されています。また、調整のついていない事項の執行については、法第21条及び法

	<p>第22条に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び市長それぞれが判断するものとなっています。</p> <p>次の「5会議の公開と議事録の作成及び公表」について、会議は原則、公開となっています。ただし、非公開とする場合は、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害することが想定される場合です。また、原則として、市長は、会議の議事録を作成し、公表することが求められています。</p> <p>最後に「6その他」としまして、会議において必要がある場合は、関係者又は学識経験を有する者から意見聴取ができると規定されています。</p> <p>また、会議の運営につきましては、法の定めによるもののほか、法第1条の4第9項により、市長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定されるとあります。具体的には、会議の招集手続、会議の事務局を担当する部署、議事録に作成及び公表に係る実施方法、非公開とする議題についての指針等が想定されています。</p> <p>法に規定されています教育総合会議の概要につきましては以上ですが、今後の会議の運営については、別に柏原市総合教育会議運営要綱に定め実施していくものであります。</p> <p>それでは、最後になりましたが、柏原市総合教育会議運営要綱（案）について説明させていただきます。</p> <p>資料の要項（案）をご覧ください。</p> <p>会議につきましては、法で規定されていますので、それ以外の会議の運営に関する事項をこの要綱で定めようとするものです。</p> <p>第2条で組織について、第3条と第4条では会議の招集や公開などについて定めています。この会議は市長が招集し、議長となります。また、会議の庶務その他の事項を処理させるため、指名する職員を会議に出席させることができるとしています。第5条は傍聴に関すること。第6条は会議の議事録について。第7条は会議の庶務担当部署について定めています。また、この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項はこの会議に諮り、市長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定することになります。</p> <p>簡単ですが、説明は以上です。</p> <p>(事務局)  ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>          (特に出席者からの意見なし)</p> <p>(事務局)  特に質問等がなければ、柏原市総合教育会議運営要綱（案）につき</p>
--	---

<p>(事務局)</p>	<p>ましては、ご承認ということによろしいでしょうか。</p> <p>(出席者からの異議なし)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>運営要綱(案)につきましては、ただ今、ご承認いただきましたので、今後の会議の運営につきましては、(案)を削除願ひまして、この要綱に基づき進めてまいります。</p> <p>次に議題の2に移りますが、運営要綱第3条の規定により、市長が議長となりますので、ここからの会議の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、市長よろしく願ひいたします。</p>
<p>(中野市長)</p> <p>(事務局)</p>	<p><b>(2) 大綱の策定について</b></p> <p>それでは、運営要綱に基づき、議長を務めさせていただきます。皆様よろしく願ひいたします。</p> <p>まず、議事の(2)「大綱の策定について」、事務局の説明を求めます。</p> <p>大綱の策定につきまして、説明させていただきます。</p> <p>先ほどのA3カラー刷りの資料でもありましたとおり、今回の法改正により、地方公共団体の長は、教育基本法に規定する国が定めた教育振興基本計画を参酌して、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされております。</p> <p>大綱は、この総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整いたしまして、市長が定めるということになります。</p> <p>ただし、国からの通知によりますと、市において教育基本法第17条第2項に規定する教育振興計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けすることができると考えられることから、市長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとあります。</p> <p>本市の場合、別冊のとおり、平成26年3月、柏原市教育振興基本計画(かしわらっ子の育成をめざして)が策定されております。この計画は、平成26年度を初年度として概ね6年先における本市の教育のあり方を見据えた計画であり、基本的な目標や基本方針など本市の現状と課題を踏まえた目指すべき基本的方向性が規定されたものとなっております。また、計画書の1ページ目の下段には、計画の位置付けとしまして、教育基本法第17条第2項の規定の基づく、柏原市</p>

<p>(中野市長)</p> <p>(中野市長)</p> <p>(中野市長)</p>	<p>における教育振興のための施策に関する基本的な計画と記載されています。</p> <p>以上のことから、本市の教育振興基本計画は、法で規定されている大綱に位置付けすることが十分できるものであると考えられるため、別途、大綱を策定する必要はないものと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今の説明に対し、ご質問・ご意見等はありませんか。</p> <p>(特に出席者からの意見なし)</p> <p>特にご意見等がなければ、柏原市教育振興基本計画を大綱に位置付けさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(出席者からの異議なし)</p> <p>ありがとうございます。それでは、柏原市教育振興基本計画を大綱とさせていただきます。</p>
<p>(中野市長)</p> <p>(吉原教育長)</p>	<p><b>(3) その他</b></p> <p>最後に、議題3「その他」ですが、皆様、何か案件等ございませんか。</p> <p>初めての総合教育会議ということで、市長と教育委員会とが公の場で議論できることは、我々教育委員会としても非常に意義のあることと考えています。そして、この場で議論したことがそのまま予算へと繋がっていくということですので、我々としても色々と意見を申し上げ、柏原の教育をより良いものにしていきたいと考えています。</p> <p>また、市長にはこれまで色々な教育改革を進めていただき、今年度で言えば、新たに外部の事業者へ授業カリキュラムの中へ入っていただいております、非常に順調な滑り出しをしておりますことをお伝えしておきます。</p> <p>さて、我々教育委員会で現在考えていることについて説明したいと思います。</p> <p>先の議会における平成27年度当初予算の中で、柏原中学校、柏原小学校、柏原東小学校の耐震補強工事関連の予算が承認されました。</p> <p>このうち、柏原中学校は非常に古い建物であり、最も古い校舎棟で建築から55年が経過しています。また特別教室棟その他の棟も老朽化が進んでおり、我々が調査をした結果、全棟において建て替えをしなければならぬレベルであり、言い換えれば、建て替えに対して国</p>

	<p>からの補助金を受けることができるレベルであることが判明いたしました。</p> <p>また、柏原市内の各学校では、空調設備の設置について年次的に特別教室への設置を続けています。市議会での要望もあり、教育委員会としては、今後各学校へ設置の計画を立てていく必要があると考えています。</p> <p>このような状況の中、柏原中学校は、老朽化の進んだ校舎を耐震化工事で使い続けるよりも、建て替えを行い、空調設備も設置されたすばらしい環境の中で、中学生を育てていきたいと考えています。また、柏原中学校には東側にある長瀬川を挟んで広いグラウンドがあり、ここを何とか活用できないかとも考えています。</p> <p>一方、当市では小中一貫教育を平成19年度の堅上小中学校を皮切りして、現在全区域で実施し、定着してきています。また、先ほどの教育振興基本計画でも、一体型一貫校を推進することが明記されております。</p> <p>このことから、これを契機に柏原中学校区にある柏原小学校、柏原東小学校を中学校と同じ敷地内に設置し、一体型の小中一貫校として建てることを検討しました。これにより、教育環境とともにソフト面でもより良いものを引き出し、これまでの小中一貫教育をさらにバージョンアップを図ることができると考えています。この一体型小中一貫校をモデル的に位置付け、より良い教育環境を市民にご理解いただいた上で、市内全体へ広めていければと考えています。</p> <p>つきましては、始めに申し上げました3校の耐震工事予算をあえて執行を見送り、3校一体型を実現するための方策を民間からの資金、例えばPFIなどの手法を含め、どれぐらいのコストとスパンで実現可能なのかを早急に検討していきたいと考えています。</p> <p>国の方針により平成27年度までに市内全校舎の耐震化を行う計画ではありましたが、これに遅れることとなりますが、全体として整備をすることで教育環境の整った一体型の学校ができ、柏原市にとっても誇らしい教育施設になっていくのではないかと考えています。</p> <p>このように次なるステップへ踏ませていただきたいという教育委員会の思いに対し、市長のご理解をいただけるようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> <p>(中野市長)      ただ今の教育長の提案につきましては、柏原市の未来を支える子どもたちの教育の充実のために、最優先事項として取り組んでいきたいこととあります。そのために早急に次のステップに進めていただき、その実現に向けて全力で取り組んでいただきたい。</p> <p>(中野市長)      教育長の提案に対し、他にご意見等はございませんでしょうか。</p>
--	--

<p>(中野市長)</p> <p>(中野市長)</p>	<p>(特に出席者からの意見なし)</p> <p>その他ご提案、ご意見はございませんか。</p> <p>(特に提案なし)</p> <p>ないようですので、事務局から何かありますか。</p>
<p>(事務局)</p> <p>(中野市長)</p> <p>(吉原教育長)</p> <p>(事務局)</p> <p>(中野市長)</p> <p>(中野市長)</p>	<p><b>【会議日程】</b></p> <p>次回の会議日程についてご相談をさせていただきます。</p> <p>この総合教育会議の位置付けは市長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、民意を反映した教育行政の推進を図ることが目的でございます。今後、充実した教育施策の実現のためにも、予算編成時期に合わせた、会議での協議・調整が有効であろうかと考えます。つきましては、来年度の予算編成の時期であります、9月あるいは10月の時期に第2回の会議を開催していただくのが、よろしいのではないのでしょうか。</p> <p>ご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今の事務局からの提案に対しまして、何かご意見ございますか。</p> <p>年間を通じて、どのようなスパンになるか。</p> <p>特にスパンというものは今のところ決めていません。というのも年に1回というところもありますし、毎月というのも少しやりすぎと思います。特に相談していただく内容が発生した時は臨時にお集まりいただくことは当然のことながら、まず年度当初と予算編成時期、そして年度末を見据えた時期にやるかやらないかということ相談させていただきながら、2回ないし3回程度を定例化していければと考えております。</p> <p>この件については、皆様のご要望又はご指示をいただければ、事務局で調整していきたいと考えています。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(特に出席者からの意見なし)</p> <p>では、年2回ないし3回、そして臨時の招集が必要な時に開催していくという運営という認識でいただきたいと思ひます。</p> <p>他に何かございますか。</p>

<p>(田中委員)</p>	<p>ただ今開催の回数についてはご説明いただきましたが、先ほど教育委員会からの提案させていただいた小中一貫校の件について、市長より前向きに検討していくとのことでしたが、これは補正予算での対応ということでしょうか。またその経過報告については、この会議ではなく、市長部局と教育委員会の事務局どうしで連絡すると解釈してよろしいでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>結果が出れば、逐次ご連絡をさせていただくのは当然と考えておりますが、その中で会議をしていただき、さらに議論していただく内容があれば、臨時に開催して集まっていたきたいと考えています。ただ、基本的には今の方向でそのまま進んでいき、特段修正やご意見をいただく必要がないと判断する場合は、開催を求めていかないと考えています。また、予算の時期については、教育委員会の事務局の判断もごさいますので、それは追ってご連絡したいと思います。</p>
<p>(中野市長)</p>	<p>他にございますか。</p> <p>(特に出席者からの意見なし)</p>
<p>(中野市長)</p>	<p>他になければ、事務局の方であらためて日程の調整をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>(中野市長)</p>	<p><b>【5 閉会】</b>  本日の議事は、以上をもって全て終了いたしました。  本日はこれで散会とさせていただきます。</p>